

〔注〕2005年4月から改正沿革を付記した。

改正	2005年4月1日	2012年4月1日
	2019年4月1日	2020年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、課外活動で優秀な成績を収めた学生及び団体を表彰し、奨励金を給付することにより、課外活動の高揚を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号に掲げる個人及び団体とする。

- (1) 中京大学に所属する課外活動団体又は当該課外活動団体に所属する学部学生及び大学院学生
 - (2) その他前号に準ずる団体又はその団体に所属する学部学生及び大学院学生
- 2 表彰の対象となる個人又は団体の構成員全員が校友会費を毎学年次納入していることを表彰の条件とする。
- 3 次の各号に掲げる個人及び団体は、表彰の対象としない。
- (1) 中京大学入試成績優秀者給付奨学生
 - (2) 中京大学経済支援奨学生
 - (3) 中京大学学術・文化・スポーツ奨学生
 - (4) 前3号の該当者であった者（第Ⅲ種奨学生を除く。）
 - (5) 構成員に中京大学生以外の者が含まれる団体
 - (6) 当該年度に既に中京大学校友会課外活動奨励賞を受賞した個人又は団体
 - (7) その他学内の表彰を受けた個人又は団体

(募集時期)

第3条 年2回、4月及び11月に募集を行う。

(募集方法)

第4条 次の各号に掲げる方法により募集を行う。

- (1) 中京大学に所属する課外活動団体に対して、中京大学校友会・教育後援会事務センターより募集要項を配布する。
- (2) その他前号に準ずる団体には学生支援課又はスポーツ振興課より募集要項を配布する。

(選考基準)

第5条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 社会・文化関係
 - ① 全国大会入賞以上の個人又は団体
 - ② 社会・文化活動において、中京大学に貢献した個人又は団体
 - (2) スポーツ関係
 - ① 全国大会入賞以上の個人又は団体
 - ② 全国大会以上の団体競技において、ベストメンバーに選出された者
 - ③ ナショナルチームのメンバーとして、国際大会（親善試合を除く。）に出場した個人又は団体
- 2 選考基準の詳細は、別に定める。
- 3 選考の対象期間は、次の期間とする。
- (1) 4月募集 募集前年度の11月1日から3月31日まで
 - (2) 11月募集 募集年度の4月1日から10月31日まで

(選考方法)

第6条 表彰する個人又は団体の選考は、中京大学校友会・教育後援会事務センターが第2条及び前条の規定に基づいて選考を行い、会長が決定する。

(表彰数)

第7条 表彰数は、個人及び団体とも若干数とする。

2 予算上、可能な限りにおいて表彰を行う。

(決定通知)

第8条 表彰の決定通知は、受賞者、その保護者又は保証人及び受賞団体責任者に対して、文書で行う。

(表彰式)

第9条 表彰式は、5月及び12月に実施する。

(奨励金)

第10条 受賞者及び受賞団体には、賞状及び次項の奨励金を贈る。

2 奨励金の詳細は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、会長が行う。

(細則)

第12条 この規程の執行に関する細則は、別に定める。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。